

富加町避難行動要支援者支援プラン

(全体計画)

富加町

令和5年2月

－ 目 次 －

第1章 基本的事項

1 背景と目的	1
2 計画の位置づけと構成	1
3 用語の解説	1
(1) 要配慮者（災害時要配慮者）	1
(2) 避難行動要支援者	1
(3) 地域支援者	1
(4) 避難支援等関係者	2
4 町・地域・個人の役割	2
(1) 町の役割	2
(2) 自治会（自主防災組織・福祉委員）の役割	2
(3) 個人（要配慮者自身）の役割	3

第2章 避難行動要支援者名簿の整備

1 避難行動要支援者となる者	4
2 避難行動要支援者の把握と名簿の作成	4
(1) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法	5
(2) 名簿に記載する事項	5
(3) 名簿情報の更新	5
(4) 名簿情報のバックアップ	5
3 避難支援等関係者・地域支援者の安全確保	5
4 名簿情報の提供に関すること	5
(1) 名簿情報の提供	5
(2) 名簿情報の提供に不同意であった者への避難支援	5
(3) 名簿情報の管理	6
(4) 名簿情報の位置づけ	6

第3章 避難支援体制

1 避難行動要支援者の個別避難計画の作成	7
(1) 個別避難計画作成の目的	7
(2) 個別避難計画の作成者	7
(3) 個別避難計画の管理	7
(4) 個別避難計画の更新	7
2 避難のための情報伝達	7
(1) 情報の伝達体制	7
(2) 情報の伝達手段	7
(3) 情報入手が困難な人への対応	7

3 安否確認	7
(1) 安否確認の実施	7
(2) 安否情報の集約	8
4 避難行動	8
(1) 避難の開始	8
(2) 避難経路	8
(3) 避難誘導	8
5 避難所における支援	8
(1) 避難所の開設	8
(2) 避難所運営における配慮	8
(3) 指定福祉避難所の確保	8
(4) 在宅の避難行動要支援者への支援	8
6 日頃の備え	9
改訂履歴	10

様式1, 2

第1章 基本的事項

1 背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、約2万人もの死者・行方不明者を出し、被災地全体では65歳以上の高齢者の死者数が6割であり、障がい者の死亡率は地域によっては被災地全体の死亡率の約2倍との報告もされています。

また、避難支援に従事した消防団員や民生児童委員など支援者自身も避難が遅れ、消防団員の死者・行方不明者は281名、民生児童委員の死者・行方不明者は56名にのぼりました。

こうした教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、平成25年8月には内閣府から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。

これらの法改正や指針を受け、近い将来、この地方に甚大な被害を及ぼすことが予想されている南海トラフ地震や、近年国内で多発している風水害から行政と地域が一体となって避難行動要支援者の支援を行う体制をより充実させるため、平成21年度より実施してきた富加町災害時要援護者登録制度に替わりこの計画を策定し、安全で安心して住めるまちづくりを推進します。

2 計画の位置づけと構成

富加町避難行動要支援者支援プラン（以下「支援プラン」という。）は、富加町地域防災計画の下位計画であり、第2章第15節要配慮者・避難行動要支援者対策に規定されている避難行動要支援者対策を具体化したものです。

この支援計画は避難支援のための概要や基本的な考え方を定めた全体計画です。

また、実際の支援のためには避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせた支援プランが必要であり、この全体計画に基づき個別避難計画の作成も進めていきます。

3 用語の解説

この計画における基本的な用語の意味は次のとおりです。

(1) 要配慮者（災害時要配慮者）

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に配慮が必要な人で、高齢者や障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人です。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑で迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人です。

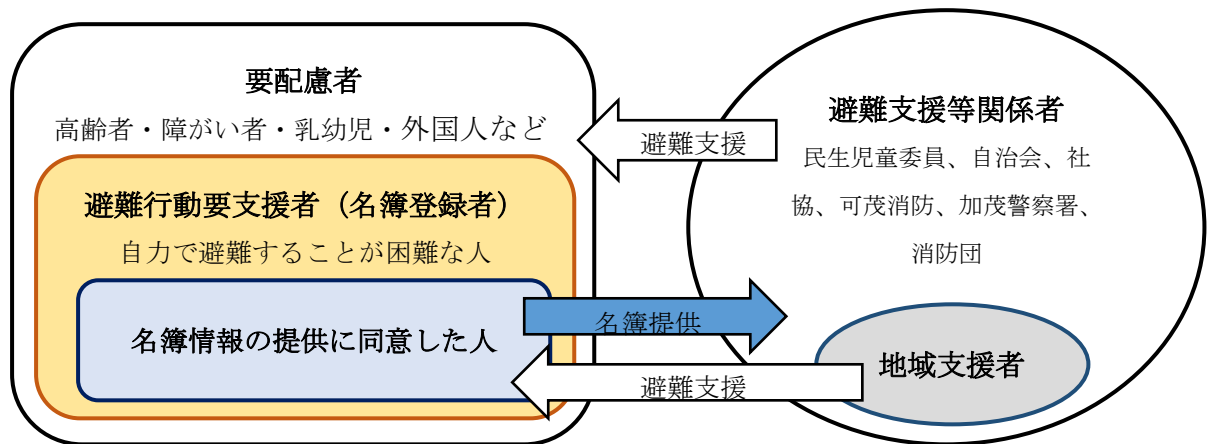
(3) 地域支援者

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難支援を実際に行う地域住民の方などです。

(4) 避難支援等関係者

避難支援に携わる関係者で、民生児童委員、自治会（自主防災組織・福祉委員）、社会福祉協議会、可茂消防事務組合、加茂警察署、消防団です。

【要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者・地域支援者のイメージ図】



4 町・地域・個人の役割

大規模災害が発生した場合、町内全域で大きな被害が発生することが予想されます。

大規模災害発生時には町職員は様々な災害対応業務にあたることになり、地域での支援活動を行う十分な人員を確保できません。また、町職員や消防職員等も被災する恐れがあるため、迅速な対応を取ることにも困難になることが予想されます。

そのため、災害発生時の避難は、行政による「公助」だけでなく、自分と家族による「自助」、地域による「共助」のそれぞれが役割を果たすよう努めます。

(1) 町の役割

- ・避難行動要支援者情報の把握をして避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て避難支援等関係者に名簿情報を提供します。
- ・避難行動要支援者への情報伝達体制の整備を進めます。
- ・自主防災組織や消防団への支援等を行い、地域防災力の強化に努めます。
- ・要配慮者に配慮した避難所の設営に努めます。

(2) 自治会（自主防災組織・福祉委員）の役割

- ・災害時には行政や消防・警察等による救援活動がすぐに行われないことを想定し、自治会（自主防災組織・福祉委員）を中心とした活動が行える体制を整えます。
- ・自治会（自主防災組織・福祉委員）が実施する防災訓練等においては、要配慮者の安否確認や避難支援の訓練を取り入れ、単に安否の確認をするだけでなく、避難が必要な際に実際に誰がどのように避難支援を行うのか確認をしておきます。
- ・各地域の実情に合わせた安否確認の方法を決めておきます。
- ・民生児童委員や地域支援者等と協力して、避難行動要支援者支援の個別避難計画の作

成に努めます。

(3) 個人（要配慮者自身）の役割

- ・自治会（自主防災組織・福祉委員）、民生児童委員や地域支援者等と日頃から顔の見える交流を積極的に行い、いざという時に意思疎通のしやすい関係づくりに努めます。
- ・町や自治会（自主防災組織・福祉委員）が主催する防災訓練等に積極的に参加するよう努めます。
- ・災害発生時には地域支援者も被災するため避難支援が受けられないことを想定し、自宅の耐震性を確保するとともに、家具等の転倒防止や災害用備蓄に努めます。
- ・避難が必要になった場合に備え、非常持ち出し袋の準備や避難経路、避難所の確認を地域支援者とともにしておきます。
- ・災害に関する情報がどのように伝達されるかを把握し、災害時には自ら情報を入手できるようにしておきます。
- ・個別避難計画作成時に、避難支援等関係者・地域支援者に自らの障がい等の特性を詳しく伝えます。

第2章 避難行動要支援者名簿の整備

1 避難行動要支援者となる者

要配慮者の中には、家族と同居していて日常的に支援を受けることができる人、支援がなくても自ら避難行動が取れる人、医療機関や福祉施設に入院・入所しており施設において対策が取られている人なども含まれます。この支援プランでは、これらの人を除き、家族を含めて第三者の支援を受けなければ避難行動を取ることが難しいと考えられる人を対象とし、災害対策基本法により義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成を行います。

具体的には次の条件に該当する人を対象とします。

- (ア) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属している者
- (イ) 介護保険の要介護認定者（要介護3～5）
- (ウ) 身体障害者手帳所持者（1・2級）
- (エ) 療育手帳所持者（A・B判定）
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳所持者（1・2級）
- (カ) 難病、小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている者
- (キ) 富加町災害時要援護者登録実施要綱第4条の規定に基づく「災害時要援護者リスト」に登録されていた者
- (ク) その他、特に支援が必要と認められる者（日中独居の高齢者や日本語に不慣れな外国人、妊婦など）

この制度の趣旨は、単に災害時の安否確認や避難のお手伝いをするためのものではなく、あくまでも災害時に自ら避難行動を取ることができない人の生命と身体を守るためのものであり、また、避難支援等関係者の人員にも限りがあることから原則として次の方は対象としません。

- ア 自らの判断により、自ら避難行動を取ることができる人。
- イ 常時、家族等の避難支援を受けられる状態にあり、家族等の介助だけで避難行動が取れる人。
- ウ 医療機関や福祉施設等に入院・入所している人（各施設から医療機器等のない避難所へ直ちに避難する必要性が低いため。）。

2 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

町は、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成します。

(1) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項の規定に基づき、要介護者や障がい者といった町で把握している情報を集約し、町で把握していない情報は県知事その他の者に情報提供を求めます。

(2) 名簿に記載する事項

名簿に記載する避難行動要支援者に関する情報は次のとおりです。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号及び緊急連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に際し町長が必要と認める事項

(3) 名簿情報の更新

避難行動要支援者の状態は常に変化しうることから、町は常に避難行動要支援者の把握に努め、年に1回以上の名簿の更新を行います。

(4) 名簿情報のバックアップ

災害発生時の停電や機器の破損に備え、名簿情報は電子媒体だけでなく紙媒体でも保管することとします。

3 避難支援等関係者・地域支援者の安全確保

災害が発生、又は発生のおそれがあるとき、避難支援等関係者・地域支援者は自分自身や家族の生命を守ることが最優先であり、避難支援は可能な範囲で実施することとします。

また、避難支援等関係者・地域支援者の状況によっては、安否確認や避難支援が行われない可能性があることを、避難行動要支援者に理解してもらうよう努めます。

4 名簿情報の提供に関すること

(1) 名簿情報の提供

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速な避難支援を行うためには、避難行動要支援者名簿を平常時から避難支援等関係者に提供し、情報を共有することが適切であるため、作成した名簿については事前に避難支援等関係者に提供します。ただし、名簿に記載される情報を避難支援等関係者に提供することに同意のない避難行動要支援者の情報は、提供する名簿から除きます。

(2) 名簿情報の提供に不同意であった者への避難支援

災害時に避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、

災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、避難支援等関係者その他関係者に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供します。

(3) 名簿情報の管理

名簿情報については氏名や住所、障がいや要介護の情報、避難支援を必要とする事由等、秘匿性の高い情報が含まれるため、避難支援等関係者への提供に際し、次の通り適正な情報管理の徹底を図ります。

ア 避難支援等関係者への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の者に限ります。

イ 避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するとともに、個人情報の取り扱いについて指導します。

ウ 名簿は厳重に保管し、必要以上に複写を行わないよう指導します。

エ 避難支援等関係者が団体である場合、その団体内で名簿を取り扱う者を限定するよう指導します。

オ 避難行動要支援者に対する平常時及び災害時の支援活動以外に利用しない旨の誓約書を提出してもらいます。

カ 名簿を更新するときは、古い名簿を町が回収し適切に処分します。

(4) 名簿情報の位置づけ

名簿の提供については、あくまでも情報提供であり、地域での支援対象者を名簿登録者に限定するものではありません。また、名簿登録者の支援を義務付けるものではありません。

第3章 避難支援体制

1 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画作成の目的

災害が発生、又は発生のおそれがある時は、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなくてはなりません。そのためには、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰がどのように避難支援をするのか具体的に定めておく必要があります。

(2) 個別避難計画の作成者

避難行動要支援者の避難支援は地域での支援が中心となるため、地域の民生児童委員と自治会（自主防災組織・福祉委員）、地域支援者が協力し、避難行動要支援者本人やその家族と直接相談しながら個別計画を作成します。

(3) 個別避難計画の管理

個別避難計画は地域で避難行動要支援者を支援するために町（福祉保健課）が原本を管理し、地域の民生児童委員、自治会（自主防災組織・福祉委員）、地域支援者に複写を渡します。

(4) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は変動することが予想されるため、地域の民生児童委員と自治会（自主防災組織・福祉委員）は定期的に個別避難計画の見直しを行います。

2 避難のための情報伝達

(1) 情報の伝達体制

町は、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難ができるよう、避難に関する情報の伝達を町民に行います。

(2) 情報の伝達手段

災害に関する情報、又は避難に関する情報は、迅速かつ確実に伝達されるよう、防災行政無線やとみかメール、エリアメール、広報車等、あらゆる手段を活用して情報伝達を行います。

(3) 情報入手が困難な人への対応

避難に関する情報や災害に関する情報を入手することが困難、又は理解することが困難な避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者及び地域支援者が情報を伝達します。

3 安否確認

(1) 安否確認の実施

災害が発生、又は発生するおそれがあるときは、避難支援等関係者及び地域支援者は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者の安否確認を

行います。

(2) 安否情報の集約

安否確認情報は自治会（自主防災組織・福祉委員）において集約します。

4 避難行動

(1) 避難の開始

地域支援者は、避難行動要支援者の安否確認後、自宅に留まることが危険な状況にある場合は避難行動を開始します。

(2) 避難経路

避難経路は、地震災害時は避難途中の余震による建物や塀の倒壊、斜面の崩落等を想定し、風水害時は道路の冠水や土砂災害を想定し、危険の少ない経路を平常時に確認しておきます。その際、避難行動要支援者の避難形態（徒歩、車椅子等）を考慮して経路を選定しておきます。

(3) 避難誘導

自治会（自主防災組織・福祉委員）、消防団、警察は避難経路の安全を確認し、避難者の安全確保と適切な避難誘導に努めます。

5 避難所における支援

(1) 避難所の開設

避難のための高齢者等避難を出した場合、又は災害が発生し避難者の発生が想定される場合は、町が避難所を開設します。

(2) 避難所運営における配慮

避難所においては避難行動要支援者に対して次のような配慮が必要です。

ア 施設の応急的なバリアフリー化のためのスロープや身体障がい者に対応した仮設トイレ、ベッド、間仕切りなどの整備をしておきます。

イ 視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した音声や文字での情報伝達に努めます。

ウ 集団の中での生活が困難な者に対する生活空間の確保に配慮します。

エ 食料等については、高齢者等に配慮したやわらかいものやアレルギー対応のされた非常食の確保に努めます。

オ 避難行動要支援者の情報が避難支援等関係者及び地域支援者から避難所の運営責任者へ適切な引き継ぎがされるよう努めます。

カ 避難行動要支援者を医療機関や他の避難所等へ搬送できるよう、移送手段の確保に努めます。

(3) 指定福祉避難所の確保

町は、通常の避難所での避難生活が困難な要配慮者のための避難所として指定福祉避難所の確保に努めます。

(4) 在宅の避難行動要支援者への支援

避難所生活は様々なトラブルやストレスがあり、身体的にも精神的にも非常に負担がかかります。その結果、健康被害や最悪の場合は死に至ることがあります（災害関連死）。要配慮者にとって避難所生活は特に負担が大きくなるため、自宅の安全を確保し、災害発生後も避難をせずに自宅で生活を続けられることが望ましい場合もあります。こうした在宅の被災者に対しても食料や生活物資の配布に努め、見守り活動を続けます。

6 日頃の備え

自分の力で身を守る行動を取ることが困難であったり、避難所での生活が困難な避難行動要支援者は、自宅の安全を確保し避難をせずに済む対策を取ることが重要です。そのため町は避難支援等関係者と協力して日頃の備えに関する啓発や指導を行います。

改訂履歴

項	改訂内容	改訂日
P7	(2) 個別計画の作成者、(3) 個別計画の管理、(4) 個別計画の更新の内容を修正	平成29年 6月 1日
P4 他	「1 避難の支援者となる者」の対象者を追加 用語の修正「個別計画」→「個別避難計画」 「福祉避難所」→「指定福祉避難所」	令和5年 2月 1日